

駐車監視員活動ガイドライン

令和 8 年 10 月 1 日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動
針
動
方

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重 点 路 線	◎ 最重点路線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	市道弁天浄心線及び 市道児玉浄心線	(弁天通一丁目交差点～天神山交差点) 9 時～20 時
	市道江川線	(浅間町交差点～那古野一丁目交差点) 9 時～20 時
	県道名古屋基目寺線	(則武新町交差点～景雲橋) 9 時～20 時
	市道菊井町線	(那古野交差点～天神山交差点) 9 時～20 時
	○ 重点路線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	県道名古屋江南線	(浅間町交差点～庄内川橋南交差点) 9 時～20 時
	主要地方道名古屋環状線	(西ハサバ交差点～康生通二丁目交差点) 9 時～20 時
	国道 2 号線	(幅下橋～上更交差点) 9 時～20 時

	◎ 最重点地域	
	地 域 (町 名)	重点時間帯
	小田井地区	・ 上小田井一丁目～二丁目 ・ 中小田井一丁目～五丁目 ・ あし原町 ・ こも原町 ・ 山田町上小田井、中小田井 9 時～20 時
	比良・大野木地区	・ 比良一丁目～五丁目 ・ 大野木一丁目～五丁目 ・ 花原町 ・ 宝地町 ・ 赤城町 ・ 五才美町 ・ 市場木町 ・ 歌里町 ・ 坂井戸町 ・ 山田町大野木 ・ 山田町比良 (国道302号以北) 9 時～20 時
	ワンダーシティ周辺地区	・ 貴生町 ・ 二方町 ・ 八筋町 ・ 南川町 ・ 玉池町 ・ 清里町 ・ 砂原町 ・ 比良三丁目～四丁目 ・ 山田町比良 (国道302号以北) 9 時～20 時
	○ 重点地域	
	地 域 (町 名)	重点時間帯
	円頓寺周辺地区	・ 那古野一丁目～二丁目 ・ 名駅三丁目 ・ 幅下二丁目 ・ 新道二丁目 9 時～20 時
	名古屋駅北地区	・ 牛島町 ・ 名駅一丁目～二丁目 ・ 則武新町三丁目 ・ 菊井二丁目 9 時～20 時
	榎小、南押切小地区	・ 則武新町一丁目～二丁目 ・ 名西一丁目 ・ 押切一丁目 ・ 菊井一丁目 9 時～20 時
	浅間町地区	・ 浅間一丁目～二丁目 ・ 幅下一丁目 ・ 城西一丁目 ・ 新道一丁目 9 時～20 時
	城西地区	・ 城西二丁目～五丁目 ・ 数寄屋町 ・ 堀端町 ・ 樋の口町 9 時～20 時
	天神山地区	・ 天神山町 ・ 押切二丁目 ・ 名西二丁目 ・ 花の木一丁目～三丁目 9 時～20 時
	児玉地区	・ 児玉一丁目～三丁目 ・ 浄心一丁目～二丁目 9 時～20 時
	上名古屋地区	・ 上名古屋一丁目～四丁目 9 時～20 時
	天塚地区	・ 浄心本通 3 丁目 ・ 庄内通 1 丁目～2 丁目 ・ 秩父通 1 丁目 ・ 2 丁目 ・ 城北町 1 丁目～3 丁目 ・ 貝田町 1 丁目～2 丁目 ・ 天塚町 1 丁目～4 丁目 ・ 田幡町 9 時～20 時
	笠取、鳥見地区	・ 康生通 1 丁目～2 丁目 ・ 万代町 1 丁目～2 丁目 ・ 笠取町 1 丁目～4 丁目 ・ 東岸町 2 丁目 ・ 笹塚町 1 丁目～2 丁目 ・ 鳥見町 1 丁目～4 丁目 9 時～20 時
	名塚、大金地区	・ 大金町 1 丁目～5 丁目 ・ 新福寺町 1 丁目～2 丁目 ・ 上堀越町 1 丁目～4 丁目 ・ 名塚町 1 丁目～5 丁目 ・ 堀越町 9 時～20 時
	堀越・枇杷島地区	・ 堀越一丁目～三丁目 ・ 南堀越一丁目～二丁目 ・ 枇杷島一丁目～五丁目 9 時～20 時
	栄生地区	・ 栄生 1 丁目～3 丁目 9 時～20 時
	稻生・又穂地区	・ 稻生町 1 丁目～7 丁目、江向町 1 丁目～6 丁目 ・ 又穂町 1 丁目～6 丁目、香呑町 1 丁目～6 丁目 9 時～20 時
	平田地区	・ 野南町 ・ 城西町 ・ 城町 ・ 平出町 ・ 円明町 ・ 浮野町 ・ 中沼町 ・ 西原町 ・ 平中町 ・ 上橋町 ・ 新木町 ・ 山木一丁目～二丁目 ・ 丸野一丁目～二丁目 ・ 木前町 ・ 見寄町 ・ 長先町 ・ 十方町 9 時～20 時
	○ 自動二輪・原付重点地域	
	地 域 (町 名)	重点時間帯
	円頓寺周辺地区	9 時～20 時

愛知県西警察署